

第二次

笛吹市子どもの読書活動推進計画

2019(平成31)年3月

笛吹市教育委員会



## はじめに

「ドは読書のド♪」これは、2019年(第61回)のこどもの読書週間の標語です。2018年(60回)は「はじまるよ！本のカーニバル」でした。1959年(第1回)は標語はありませんでした。1960年(第2回)は「明るいこどもを育てる読書」でした。こどもの読書週間の標語の変遷を追って見ると時代の背景が見える感じがします。

さて、ご存知のように2001(平成13)年に「こどもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、国、県による「こどもの読書活動に関する基本計画、実施計画」が順次策定されました。本市においても、2010(平成22)年4月に「笛吹市こどもの読書活動推進計画」を策定しました。今回は、新たに策定された国、県の「基本計画、実施計画」を踏まえ、「第二次笛吹市こどもの読書活動推進計画」を策定しました。

読書は、読解力のみならず、豊かな感性や情操を養い、また、幅広い知識を系統的に獲得することに不可欠のものであります。特に、「読書離れ」が指摘される中、笛吹市の子どもがさまざまな機会と場所で、本と出会い、感動し、読む楽しさや知る喜びを体験できるよう、読書活動に親しむ機会の充実と環境の整備を図り、子どもの自主的な読書活動を総合的に応援、推進することを目的に、「笛吹市総合計画」や「笛吹市学校教育ビジョン」等との整合性を図り、地域性に基づいた読書活動推進のための取組について明示しました。

笛吹市では、これまでも、市内の各種団体、個人、市出身者による市立図書館、学校等へ図書購入費として寄付があり、読書活動を支援してくれています。また、学校による朝読書の成果が認められ、「朝の読書大賞」を受けた学校、日常の読み聞かせボランティア活動が認められ、「文部科学大臣表彰」を受賞した団体等、読書活動推進のための土壌があります。今後も、この計画を着実に推進し、家庭、地域、学校、行政が一体となり、子どもの発達段階に合わせた読書活動を、日常的、継続的に実践することにより、子どもが生涯にわたって自ら読書活動を楽しむ習慣を身につけられるよう応援していきます。

結びに、この計画策定にあたりアンケートにご協力いただきました皆様、そして、ご尽力賜りました笛吹市こどもの読書活動推進計画策定委員並びに関係各位に心よりお礼申し上げます。

平成31年3月

笛吹市教育委員会 教育長 坂本誠二郎

# 目 次

はじめに

## 第1章 第二次笛吹市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

- 1 推進計画策定の背景 . . . . . 1
- 2 子どもの読書活動の現状と課題 . . . . . 3

## 第2章 第二次推進計画について

- 1 目的 . . . . . 5
- 2 期間 . . . . . 5
- 3 目標 . . . . . 5
- 4 体系 . . . . . 6

## 第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

- 1 「家庭」における子どもの読書活動の推進 . . . . . 7
- 2 「地域」における子どもの読書活動の推進 . . . . . 9
- 3 「学校等」における子どもの読書活動の推進 . . . . . 11
- 4 関係機関の連携、協力による子どもの読書活動の推進 . . . . . 13

## 参考資料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律 . . . . . 15
- 2 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱 . . . . . 17
- 3 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿 . . . . . 18
- 4 子どもの読書に関するアンケート調査 . . . . . 19
- 5 学校における子どもの読書活動アンケート調査 . . . . . 21

# 第 1 章 第二次笛吹市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

## 1 推進計画策定の背景

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律<sup>※1</sup>」第2条）です。

乳幼児期の読み聞かせ体験は言葉を学ぶだけでなく、保護者の声や抱かれた肌のぬくもりを通して愛情を感じ取り情緒の安定を得るとともに、その楽しさを読み手と共有することで、非言語のコミュニケーション能力を身に付けていく効果を持ちます。成長するにつれ、子どもは物語の中の主人公と自分を重ねて楽しむ読書から、主人公と自分を分け、物語を客観的に見つめる読書ができるようになります。やがて、読書体験と自分の実体験を照らし合わせ、比較したり、重ねたりすることで、自分の知識や経験が社会の中でどのような意味を持つのか等を理解するようになっていきます。

こうした、非常に重要な意義を持つ子どもの読書活動について、社会全体で推進していこうとする取組が始まり、2001(平成13)年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。これを受け、2002(平成14)年8月に国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、2008(平成20)年3月に「第二次基本計画」、2013(平成25)年5月に「第三次基本計画」、2018(平成30)年4月には「第四次基本計画」が策定されています。

国の「第三次基本計画」では、国の施策の方向性として2012(平成24)年から2022年までの10年間で不読率を半減させること、また、市町村の推進計画策定率について、市にあっては100%、町村にあっては70%以上、推進計画を策定すること、また、子どもと本をつなぐ全ての人の連携、協力の促進を図るための体制整備の推進を支援することが示されました。「第四次基本計画」においてもこの達成を引き続き目指すこととしています。

国の動きを受け、山梨県では2005(平成17)年3月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画」（以下、「実施計画」という。）が、2012(平成24)年3月には「第2次実施計画」が策定されました。

---

※1 子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした法律。ここでいう「子ども」とは概ね18歳以下の者をいう。

2017(平成 29)年 3 月、山梨県は、国の「第三次基本計画」と「やまなし教育大綱※<sup>2</sup>」及び「新やまなしの教育振興プラン※<sup>3</sup>」を基本とし、県の第 2 次実施計画の取組の成果と課題を踏まえた「第 3 次実施計画」を策定して、市町村、民間団体等による子どもの読書活動を推進するための指針と子どもの読書活動の推進に関する施策や取組の方向を示しており、目標を数値化して示す等、関係各団体と連携した具体的な取組を進めています。

笛吹市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づき、2010(平成 22)年 4 月に「笛吹市子どもの読書活動推進計画」(以下、「第一次推進計画」という。)を策定いたしました。この「第一次推進計画」は、本市における子どもの読書活動に関する環境整備を推進するための方向性を示すものです。

今回、本市における子どもの読書環境の更なる整備を図るため、国の「第四次基本計画」及び県の「第 3 次実施計画」を踏まえつつ、「第一次推進計画」の基本的な考え方を引き継ぎ「第二次笛吹市子どもの読書活動推進計画」(以下、「第二次推進計画」という。)を策定いたしました。

この推進計画では、「笛吹市総合計画」や「笛吹市学校教育ビジョン」等とも整合性を図り、笛吹市の地域性に基づいた読書活動推進のための取組について明示しており、家庭や地域、笛吹市立図書館(以下「市立図書館」という。)、学校図書館、保育所(園)や幼稚園、小学校、中学校、児童館、民間団体、高等学校、その他関係機関等の連携、協力により、子どもの読書活動を推進します。

---

※<sup>2</sup> 知事と教育委員会が協議を行い、2016(平成 28)年 2 月に知事が定めた本県の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策。

※<sup>3</sup> 時代の要請に的確に応えながら、本県教育の一層の振興を図るため、2014(平成 26)年度から 2018(平成 30)年度までの 5 年間を計画期間として教育委員会が策定した教育振興の基本計画。

## 2 子どもの読書活動の現状と課題

現代の子どもたちは、テレビやゲーム、インターネット、スマートフォン等、さまざまな情報メディアに囲まれて過ごしており、興味や関心が多様化し、生活習慣も変化しています。

このような状況のもと、文部科学省の委託により 2017(平成 29)年 1 月に「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」が実施され、この報告書<sup>※4</sup>によると子どもの読書活動は、「読書時間、読書冊数ともに、学校段階、学年が上がるにつれて読まなくなる」という傾向が示されました。

学校についての分析では、児童、生徒が本をよく読んでいる学校には、「学校として読書に関する計画を立てている」「教職員に対する研修を実施している」「学校司書が配置されている」「学校図書館の活動等を支援する組織がある」「児童、生徒から認識される充実度合いが高い学校図書館を整備している」「読書週間でのイベントや一斉読書の時間の設定などの読書活動により力を入れている」等の特徴があげられました。

一方、家庭においては、「家庭での蔵書数が多く、また、家族に本を買ってもらったり紹介してもらったりする児童、生徒のほうが本を読んでいる」、小学生では、「テレビ等を見る時間やゲームで遊ぶ時間が長いほど、読書時間が短い」、中学生、高校生では、「メール等をする時間が長いほど、読書時間が短い」ようです。高校生では、「部活動等の時間や、塾等に行く時間が長い生徒も、読書時間が短い」という結果が報告されています。

一方、「マンガ、雑誌を読む時間や勉強、宿題をする時間が長い児童、生徒では読書時間も長く、これらの活動は読書活動を阻害しているわけではない」ことがわかりました。

笛吹市における子どもの読書環境や実態は、2017(平成 29)年に市立図書館が行ったアンケート(p. 19～26 参照)から伺うことができます。

これによると、未就学児の 90%近くの子どものが「家庭で週に 1 日以上本を読む(保護者が読んであげる)」環境にありますが、「毎日読む(保護者が読んであげる)」という回答は 2010(平成 22)年に行った前回調査よりも減少しており、子どもの読書活動の意義を継続して啓発する必要があると考えます。

---

※4 「子供の読書活動の推進等に関する調査研究報告書概要版」 2017(平成 29)年 3 月

出典：文部科学省 HP>子ども読書の情報館>関連データ・資料等より

小中学生の家庭の読書環境は、小学生は「家でよく読んでいる」「家で時々読んでいる」を合わせると 88%以上、中学生は 61%以上の子どもが「読んでいる」と回答しています。また、学校で本を読む機会は「朝の活動時間」が最も多く、小学生は「図書館利用時間」がそれに続きます。しかし、学校段階が上がると公共図書館の利用は減る傾向にあります。

図書館の環境については、未就学児保護者の 86%以上が「整っている」または「ほぼ整っている」と肯定的に回答しています。小中学生においては、小学生の 94%、中学生の 85%が学校図書館に読みたい本がある（「たくさんある」「まあまあある」）と答え、調べ学習においても小学生の 91%、中学生の 93%が学校図書館に本がある（「たくさんある」「まあまあある」）と答えており、学校生活の中に読書活動が組み込まれている様子が伺えます。

市立図書館では子どもが本に出会う機会となるよう、図書館内だけでなく関係機関やボランティアと連携したおはなし会や、こども館長、夏まつり等の季節に応じた催しを行っています。今後は、これらの機会をきっかけとして、子どもが日常的、自発的な読書へ発展するような手立ても考える必要があります。

中学生、高校生に対しては、図書館を身近に感じてもらう機会としてインターンシップを受け入れています。ヤングアダルト<sup>※5</sup>を対象とした図書の充実及び紹介方法を工夫する等、一層のPR活動が必要と考えます。

障がいのある子どもへの対応としては、大活字本や録音図書等を収集、提供するほか、関係機関と連携し出前おはなし会を定期的に行うなかで、今後も資料の種類や所蔵数を充実する必要があります。

子どもの読書活動を推進するためには、子どもに読書の楽しさを伝える大人の存在が重要です。笛吹市では、市立図書館、学校図書館にそれぞれ司書、学校司書が配置されています。また、図書館ボランティアの各グループが市立図書館と連携、協力し、おはなし会等の活動を定期的に行っています。

今後は、図書館職員やボランティアの知識、技術を高める研修を充実させるとともに、ボランティアの裾野を広げる取組として、養成講座の開催やボランティアを志す方を活動に結びつけるための情報の提供が必要となります。

---

※5 大人になりつつある 10 代を表す用語。図書館においては、この年代(主に中高校生)を対象とした、児童書と一般書の間位置する図書もヤングアダルト(YA)、もしくはヤングアダルト(YA)文学、ヤングアダルト(YA)図書などと呼んでいる。



## 第2章 第二次推進計画について

### 1 目的

子どもの読書活動は、人生をより深く生きる力となる想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操と思いやりの心を育てるために欠かせないものです。

笛吹市は、第二次笛吹市総合計画「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の中で『幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち』を基本目標の一つに定め、人生を彩る生涯学習推進の具体的な施策として、図書館利用環境の充実を掲げています。

子どもの頃に培った読書習慣は、その後の人生を彩る生涯学習の基盤となるものです。笛吹市では子どもの成長に欠かせない読書活動をより充実させるため、家庭と地域、学校、関係機関や団体、行政の連携、協力のもと、読書環境の整備、充実、普及、啓発及び地域人材の育成等に留意しながら、子どもの読書活動を計画的に推進します。そして、この読書活動の推進を通じて、次代を担う子どもが将来に夢を抱き、ころ豊かに健やかに成長することを支援するものであります。

### 2 期間

第二次推進計画の期間は、2019(平成31)年度からの概ね5年間とし、国や県の情勢の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

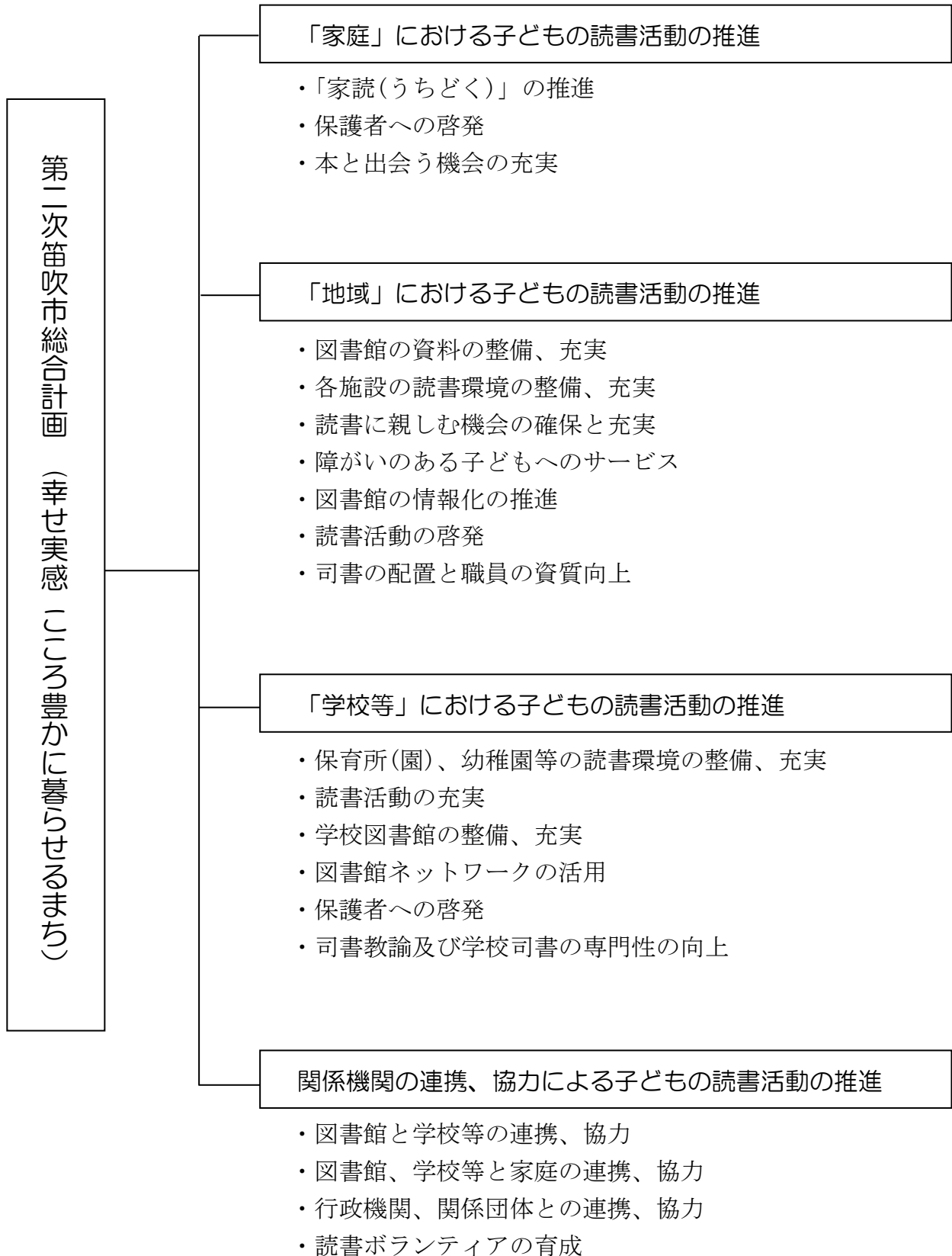
### 3 目標

笛吹市は、子どもの読書活動を推進させるため、次の目標を掲げます。

- ① 子どもの読書活動の環境整備、充実
- ② 子どもの読書活動の普及、啓発
- ③ 子どもの読書活動を推進する人材の育成と関係機関の協力、連携

## 4 体系

### 《第二次笛吹市子どもの読書活動推進計画の体系図》



## 第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

子どもの読書活動の推進のためには、具体的な取組を、それぞれの立場から着実に進めていくことが必要です。「家庭」「地域」「学校等」で、「連携して」取り組むべき具体的事項をまとめました。

### 1 「家庭」における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって一番リラックスできる安全、安心な場所であり、自由な姿勢で本を手にし、その本の世界に没頭できる貴重な空間です。時には、家族で話し合い、保護者がテレビのスイッチを切って、本に集中する環境を創り出してあげることで、家庭における読書習慣が育まれます。

絵本の内容を理解できない時期の乳児でも、絵本を読んでもくれる声の温もりと心地よい音の響きやリズムを感じ取ることはできます。そして、大好きな家族に優しく何度も読んでもらうことで絵本が身近なものになっていきます。ですから、子どもの読書活動にとって、乳児期からの「読み聞かせ」は大きな意味を持つものだといえます。

家庭における読書活動は、子どもの年齢に関わらず家族のふれ合いやコミュニケーションを深める機会でもあります。保護者は、読書習慣を子どもの頃から身につけることの重要性について十分に理解し、読書が生活の一部として継続的に行われるよう、自身も読書に親しみつつ、子どもの読書活動に積極的に関わっていくことが必要です。

笛吹市においても、市立図書館が中心となり各種団体と連携しながら、子どもの読書習慣形成のための取組を今後も続けていきます。特に、「耳からの読書」ともいわれる読み聞かせは家庭で気軽に行える読書活動でもあることから、乳幼児健診の機会等に呼びかけていきたいと考えます。また、県の事業の「家読(うちどく)推進運動<sup>※6</sup>」とも絡めながら、保護者が義務としてではなく自身の楽しみとしても子どもの読書と向き合えるように、家庭における取組の啓発を推進していきたいと考えます。

---

※6 山梨県教育委員会「しなやかな心の育成プロジェクト」の一環。

毎月第1日曜日を「家庭の日」、第3日曜日を「青少年を育む日」として提唱するとともに、家庭での家族間の読書活動を推進し、年代に応じた推薦図書を『家読100選』として紹介している。

## <具体的な取組>

①市では、家庭における子どもの読書環境を充実するために、次の取組を推進します。

- ・近くの市立図書館や学校図書館等を利用して、好きな作家の本やお薦めの本、気になる本を借りましょう。

(休日は家族で一緒に市立図書館を利用してみましょう。)

- ・家族で相談し、読み聞かせなど生活の中に家族で一緒に本を楽しむ時間を設けたり、「家読(うちどく)<sup>※7</sup>」を行いましょ。

(「家読(うちどく)」に決まったルールはありません。また、少なくとも小学校低学年までは、絵本や物語などの読み聞かせを、ぜひ取り入れましょう。)

- ・市立図書館や県立図書館等で行われる講演会や研修会、おはなし会などのイベントに積極的に参加したり、本を借りたり、資料や関連情報の検索を手伝ってもらおう等、生活の中に図書館の多目的機能を存分に取り込みましょう。

(予約やレファレンス<sup>※8</sup>等の図書館サービスを活用しましょう。)

- ・お気に入りの本を、記録に残しましょう。

(市立図書館で配布している読書通帳<sup>※9</sup>を活用しましょう。)

②市立図書館は、家庭での読書活動のスタートとなるよう乳児への絵本プレゼントを行います。

③市立図書館は、親子が集う乳幼児健診等の機会に読み聞かせを行うほか、保護者に向けて図書館利用案内や絵本の紹介、年代別推薦図書リストの配布、読み聞かせの意義等の説明を行います。

④市立図書館は、保護者が子どもに読んであげる本を選んだり、子ども自身が本を選ぶ手がかりとなるよう、貸出図書ランキングの提示等、読書に関心を持っていただけるよう工夫した情報提供を行います。

---

※7 「読み聞かせをする」「家族みんなで好きな本を読み、読んだ本について話す」「お互いに本を薦めあう」等、家族で読書の楽しさを共有することをねらいとする活動。

※8 参考、参照の意。

図書館では、利用者の調べ物の相談に応じて、必要とされる情報や資料を検索、提供、あるいは回答することをレファレンスサービスという。調べ物のお手伝い。

※9 市立図書館では読書を「心の貯金」ととらえ、お気に入りの本の書名や感想、貸出履歴等を書き込み、読書の記録として残せる「読書通帳」を作成し、希望者に各館で配布している。

## 2 「地域」における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、いつでもどこでも、子どもが身近な地域で本と親しむことができるように、地域の環境を整備していくことが必要です。

特に、公共図書館は、子どもが学校以外で多くの本と出会える場所であり、自分で自由に選び、読書の楽しみや知識、情報を得ることのできる学びの場でもあります。そのため、公共図書館では、年齢や目的に応じた図書等の資料選定ができるように司書が子どもの本に対する専門性をより高めることが求められます。

また、子どもを持つ親が多く参加する行事や場所において、ブックスタート<sup>※10</sup>や読み聞かせを企画する等、読書習慣を身につけさせるような活動を講じるとともに、図書館のバリアフリー<sup>※11</sup>化を進めることが必要です。

笛吹市では、石和図書館を中央館とする市立図書館が地域における読書活動推進の「核」となり、子どもや保護者により一層読書に親しんでいただけるよう、今後も活動に努めます。

### <具体的な取組>

- ①市立図書館は、児童図書の充実に努めるとともに、県立図書館等の公共図書館との間の相互貸借制度の活用により、利用者のニーズに応じていきます。
- ②市立図書館は、子どもの発達段階に応じた選書に努め、紹介図書リストを作成する等、子どもの読書意欲を高める取組を行います。

---

※10 1992年に英国で始まった、絵本を介して赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする活動。

日本では、健診時等に絵本のほか、絵本のリストや子育てに関する資料などを入れたブックスタートパックを配布する活動が、市区町村自治体の事業として広まっている。

※11 障がい者用トイレ、出入り口等のスロープ、障がい者用駐車場などの施設面での配慮や、車いす、拡大読書器、点字プリンター等の設備的な配慮など。また、さまざまなハンディキャップをもった人への配慮、サービスも含まれる。

図書館の資料としては、大活字本、点字図書、絵を隆起印刷で表したり布で作ったりしたさわる絵本、朗読CDのほか、読み書き障がいや言語への理解が十分でない人に向けたLLブック(やさしくよめる図書)等がある。

- ③市立図書館は、中高校生の利用を促すため、ヤングアダルトを対象とした図書の整備に努めます。また、中高校生を対象としたコーナーや展示を充実するとともに、ブックトーク<sup>※12</sup>や朗読指導を推進します。
- ④市立図書館は、乳児連れでも気軽に図書館を利用できるよう、授乳やオムツ交換のためのスペース、カート等の整備に努めます。
- ⑤市立図書館は、子どもたちの身近に本がある環境を支えるため、児童館、学童保育へ定期的に本の団体貸出を行います。
- ⑥市立図書館は、おはなし会や講演会等の子どもと保護者が読書に関心を持つようなイベントを開催します。また、図書館内だけでなく、児童館や学童保育、福祉施設、親子が集う乳幼児の健診会場等においても、出前おはなし会や読み聞かせなどの機会を設けます。
- ⑦市立図書館は、障がいのある子どもが利用しやすい読書環境を整備し、大活字本や点字図書、録音図書等を充実することで、バリアフリー化を進めます。
- ⑧市立図書館は、図書館に対する関心を高めてもらえるように、図書館見学やインターンシップを受け入れます。
- ⑨市立図書館は、図書館ネットワークやインターネットサービスを活用し、利用者の利便性の向上を推進するとともに、広報紙や図書館ホームページ、チラシ等を活用し、読書活動の啓発に努めます。
- ⑩市立図書館に司書を配置するとともに、子どもの読書に関する知識や技能をより高めるため、図書館職員に対して資質向上のための研修の機会を設けます。

---

※12 本の面白さを伝えることを目的とした活動。あるテーマに沿って、数冊の本の内容を順序だてて簡潔に紹介する。

### 3 「学校等」における子どもの読書活動の推進

学校においては、学校教育活動を通じて、子どもが生涯にわたって読書に親しむ習慣を形成するため、自由に読書を楽しみ、幅を広げていくことができるように環境を整備し、適切な支援を行う必要があります。特に、学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、個別の読書指導を行える場としての機能も備えています。子どもが、日々の成長とともに、発達段階に応じた図書を選ぶことができるように、知的好奇心を刺激し、さまざまな興味、関心に応えられるような、魅力的な資料を整備、充実させていくことが必要です。

保育所(園)や幼稚園では、乳幼児がリラックスして絵本や物語に親しむことができるよう、家庭のリビングのようなスペースの確保に努めることが必要です。

また、読書習慣を定着させるためには、文字が読めるようになった子どもに対しても、保育士、教職員等が引き続き読み聞かせを行ったり、個々の興味関心や発達段階に応じた本を紹介したりする等して、子どもの読書活動に寄り添うことが大切です。

#### <具体的な取組>

- ①市立保育所は、保育士や保護者、ボランティア等を活用した読み聞かせの機会を設ける等して、子どもが絵本に親しめる環境の整備に努めます。また、私立保育園や幼稚園等に対しても、子どもの読書活動が推進されるよう、市立図書館のサービス活用などを働きかけます。
- ②市立保育所や学校は、保護者が集まる機会やお便りを通じて、子どもの読書活動についての理解が深まるよう啓発に努めます。
- ③学校は、読書習慣形成のため読書の機会を確保するとともに、多くの本を読んで読書の幅を広げる取組や、内容に共感したり将来を考えたりする読書、知的興味を広げる読書等、発達段階に応じた読書指導を行います。また、教職員や保護者、ボランティア等を活用した読み聞かせの機会を設けたり、友人同士で本を薦めあう等、読書への関心を高める取組を行います。
- ④学校図書館は、市立図書館、県立図書館等の団体貸出や相互貸借を活用し、資料の充実を図ります。
- ⑤学校図書館は、教育課程の展開と子どもの成長に寄与する資料の選定に努めます。また、市立図書館との図書館ネットワークを活用し、授業等で必要な資料の迅速な収集に努めます。

- ⑥学校図書館は、学習内容や季節に合わせた図書の紹介(展示、図書だより等)を工夫し、本に対する子どもの関心を高めます。
- ⑦学校図書館は、図書だより等を通じて、家庭での読書活動が推進されるよう働きかけます。
- ⑧学校司書の配置及び司書教諭や学校司書の専門性向上のための研修に努めます。
- ⑨市立図書館は、子ども達の身近に本がある環境を支えるため、保育所(園)や幼稚園、学校等に対して、子どもの成長にあった絵本、紙芝居、児童書などの団体貸出を行うとともに、教育活動に必要な資料を各校に提供します。
- ⑩市立図書館は、子どもの読書機会の充実をはかるため、保育所(園)や幼稚園、学校等の要請に応じて出前おはなし会や出前講座を行ったり、朝読書へ職員やボランティアを派遣します。



#### 4 関係機関の連携、協力による子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は、図書や施設の充実だけでなく、子どもに本を手渡し読書の楽しさを伝えるために、さまざまな立場からの働きかけが必要です。

市立図書館、学校、保育所及びその他子どもの成長に関わる関係機関やボランティア等が相互に連携し、子どもの読書活動を推進します。

##### <具体的な取組>

- ①市立図書館、学校図書館、県立図書館等公共図書館の連携、協力を推進します。
- ②市立図書館と学校等は、互いに連携し、子どもの身近に本がある環境整備と読書の機会の確保、充実に努めます。
- ③市立図書館や学校等は、子どもの読書に関わるボランティアの協力を得て、子どもの読書機会の充実に努めます。
- ④市立図書館や学校等及び関係機関は、互いに連携して保護者へ読書活動の啓発を行い、家庭において子どもの読書活動に取り組んでいただけるよう働きかけていきます。
- ⑤市立図書館や学校等は、県教育委員会や子ども読書支援センターの機能を有する県立図書館の講座や研修を活用し、職員の資質向上に務めます。
- ⑥市立図書館は、子どもや保護者が読書に関心を持てるように、乳幼児健診時や児童館及び学校等において、関係機関と連携、協力しておはなし会等を開催します。
- ⑦市立図書館は、地域での読書活動を支えるボランティアの活躍や発表の場の提供に努めます。
- ⑧市立図書館は、学校等で読み聞かせを行うボランティアに対して、選書のアドバイスを適宜行います。
- ⑨市立図書館は、地域での読書活動を支えるボランティアの育成と資質向上のため養成講座等を開催したり、県立図書館の講座等を紹介したりします。また、ボランティア同士が交流できるよう情報の提供に努めます。

## 参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 3 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿
- 4 子どもの読書に関するアンケート調査
- 5 学校における子どもの読書活動アンケート調査

# 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。  
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。  
(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。  
(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 2 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成21年12月3日

教育委員会訓令第11号

改正 平成30年9月25日教委訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、笛吹市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するに当たり、笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、推進計画策定のための必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は、会長の指名による。

3 会長は策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 策定委員会は、設置目的が達成されたと認められたときをもって解散するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月25日教委訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

教育部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、市立小中学校校長代表、市立小中学校図書館主任代表、市立小中学校司書代表、図書館協議会代表、子育て支援課長
---

### 3 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(順不同)

氏 名	職 (所 属)	備 考
丸山 泰弘	市立小中学校長代表	会長
馬場 由美	図書館協議会代表	
降矢 晏奈	市立小中学校図書館主任代表	
佐藤 由紀	市立小中学校司書代表	
須田 徹	教育部長	副会長
神宮寺 隆	教育総務課長	
田草川 淳	学校教育課長	
河野 英明	生涯学習課長	
太田 孝生	子育て支援課長	
石倉 清美	図書館長	

## 4 子どもの読書に関するアンケート調査

目的 笛吹市内の家庭、地域における子どもの読書がどのような状態であるか、また子どもの読書環境や実態を把握するためのアンケートです。

調査対象 図書館4館（図書館来館の乳幼児保護者53名）  
 保育所1ヶ所（保護者162名）

調査時期 2017(平成29)年6月

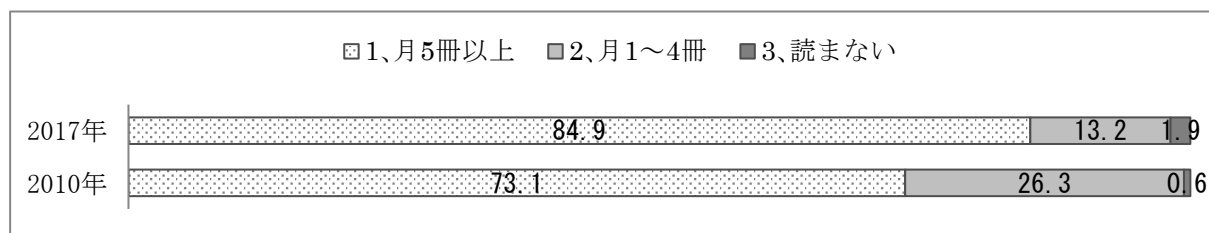
調査方法 選択回答式

設問と回答数(単位:%)及び結果からの分析

比較対象：前回調査 2010(平成22)年2月

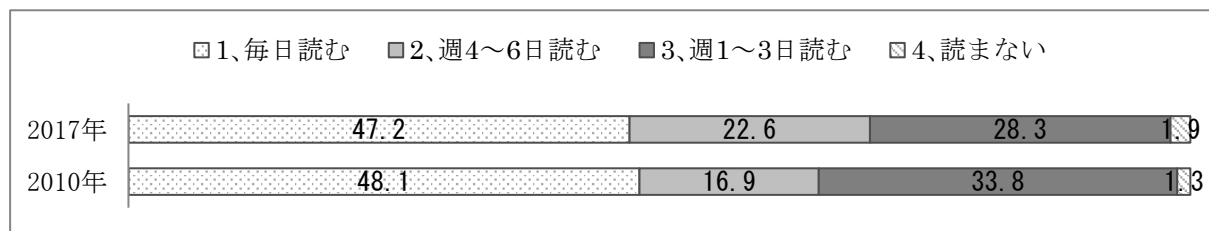
「図書館」（\*前回調査は同年代を抽出）

①あなたのお子さんは、月に何冊くらい本を読みますか。(または読んであげますか。)



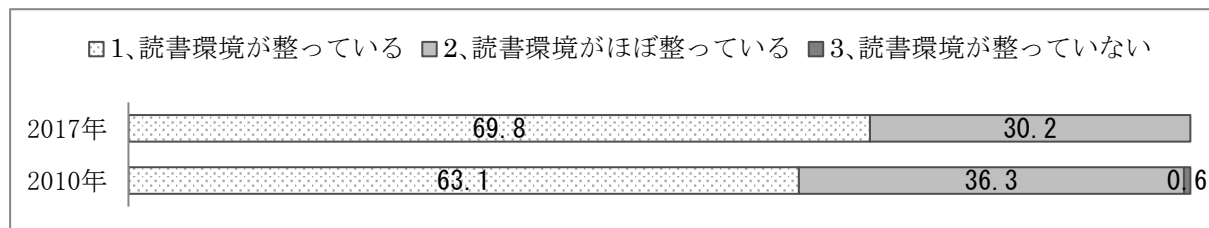
アンケートに回答して下さったほぼ全ての家庭の子どもが、月に1冊以上本に親しんでおり、月に5冊以上の子どもの割合も前回調査よりも増加しています。

②あなたのお子さんは、月に何日くらい本を読みますか。(または読んであげますか。)



「毎日読む(読んであげる)」との回答は前回よりも少ないものの、週の半分以上を本に親しむ家庭が増えているのは喜ばしいことです。今後も、家庭における読書活動が一層浸透するよう、図書館活動を工夫することが求められます。

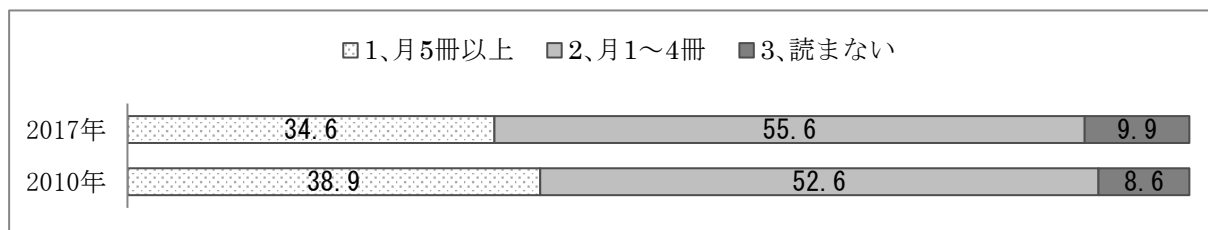
③子どもの読書環境(図書館)について、どのように考えていますか。



アンケートに協力してくださった全ての方から「整っている」との回答をいただきました。多くの方が市立図書館の活動を肯定的に受け入れていると考えられます。この結果に甘んじることなく、今後もおはなし会の構成や資料選定を充実させるとともに、図書館を利用していない方の声に耳を傾け、今後も環境整備を進める必要があります。

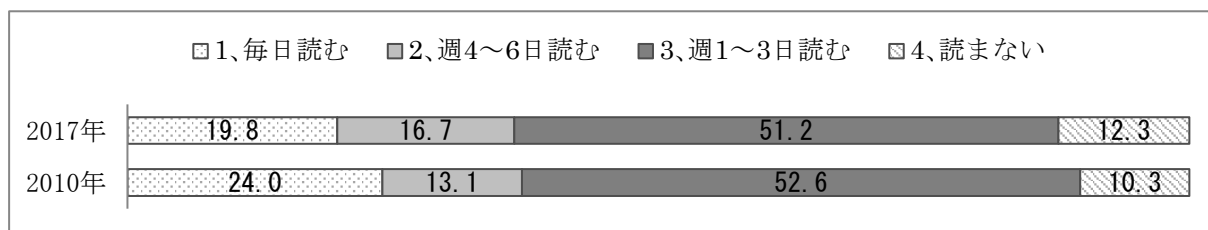
## 「保育所」

### ①あなたのお子さんは、月に何冊くらい本を読みますか。(または読んであげますか。)



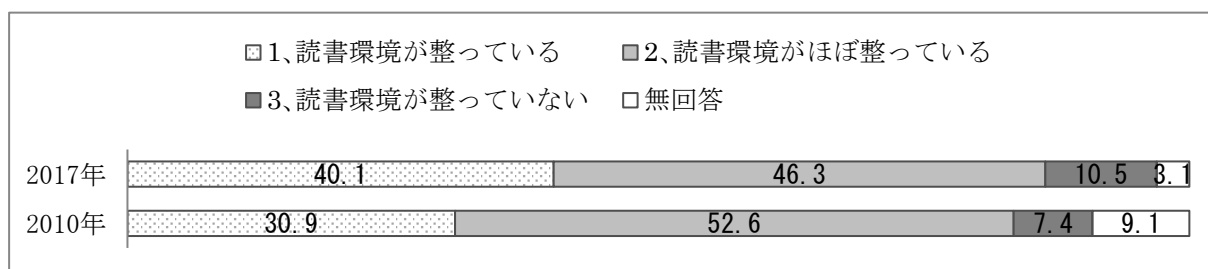
就学前までは90%以上の子どもが、月に1冊以上本に親しんでいます。しかし、「月に5冊以上読む」の子ども割合は前回調査よりも減少し、「読まない」子どもの割合が増加しています。この結果は②の結果にも影響していると思われます。

### ②あなたのお子さんは、月に何日くらい本を読みますか。(または読んであげますか。)



就学前までは87%以上の子どもが、週に1日以上本に親しむ機会を得ています。しかし、「毎日読む(読んであげる)」の回答は①同様に前回調査よりも減少していることは懸念されます。家庭での読書の習慣付けの重要性の理解が深まるような手立てを保護者に向けて行うことが必要だと考えます。

### ③子どもの読書環境(図書館)について、どのように考えていますか。



「整っている」「ほぼ整っている」が86%以上を占めており、前回調査を上回りました。市立図書館が定期的に本の団体貸出を行っていることや、保育士による読み聞かせの取組が保護者に理解されつつあると考えます。しかし、「整っていない」との回答された方が1割以上いることから、市立図書館の利用案内をより丁寧に行う必要があると考えます。



## 5 学校における子どもの読書活動アンケート調査

目的 笛吹市内の学校における子どもの読書活動と読書環境の実態を把握するためのアンケートです。

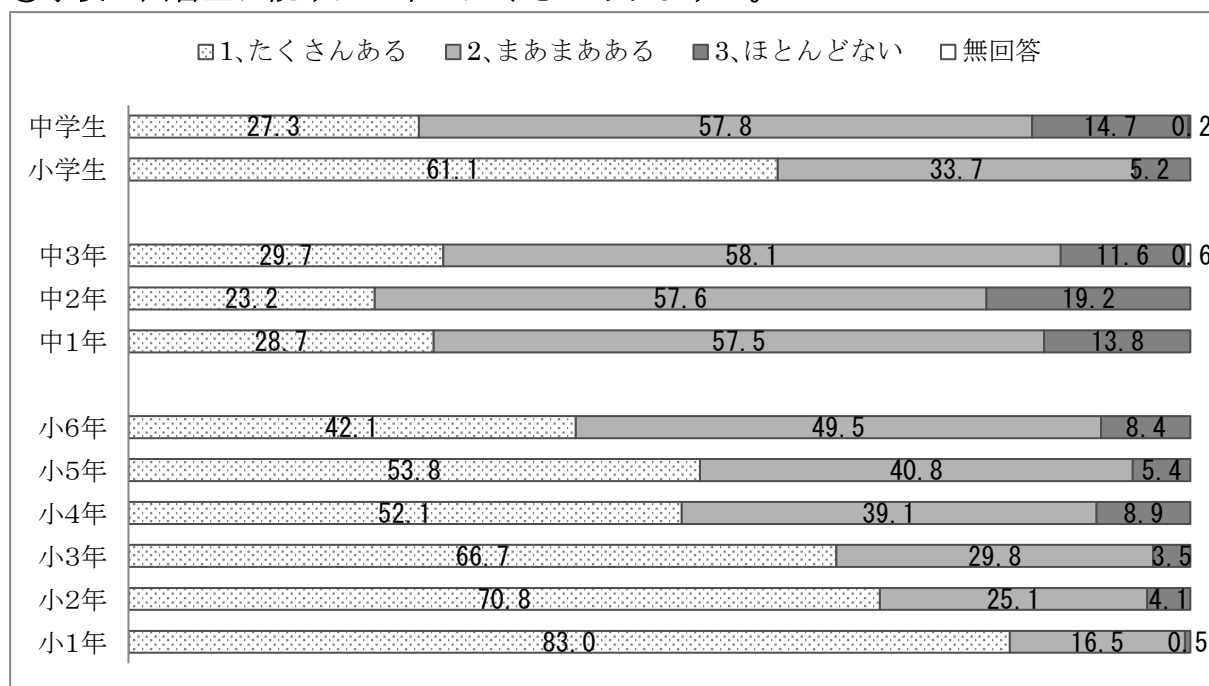
調査対象 市内各地区から小学校4校1～6年生(1,096名)、中学校2校1～3年生(490名)を抽出。

調査期間 2017(平成29)年2月

調査方法 選択回答式

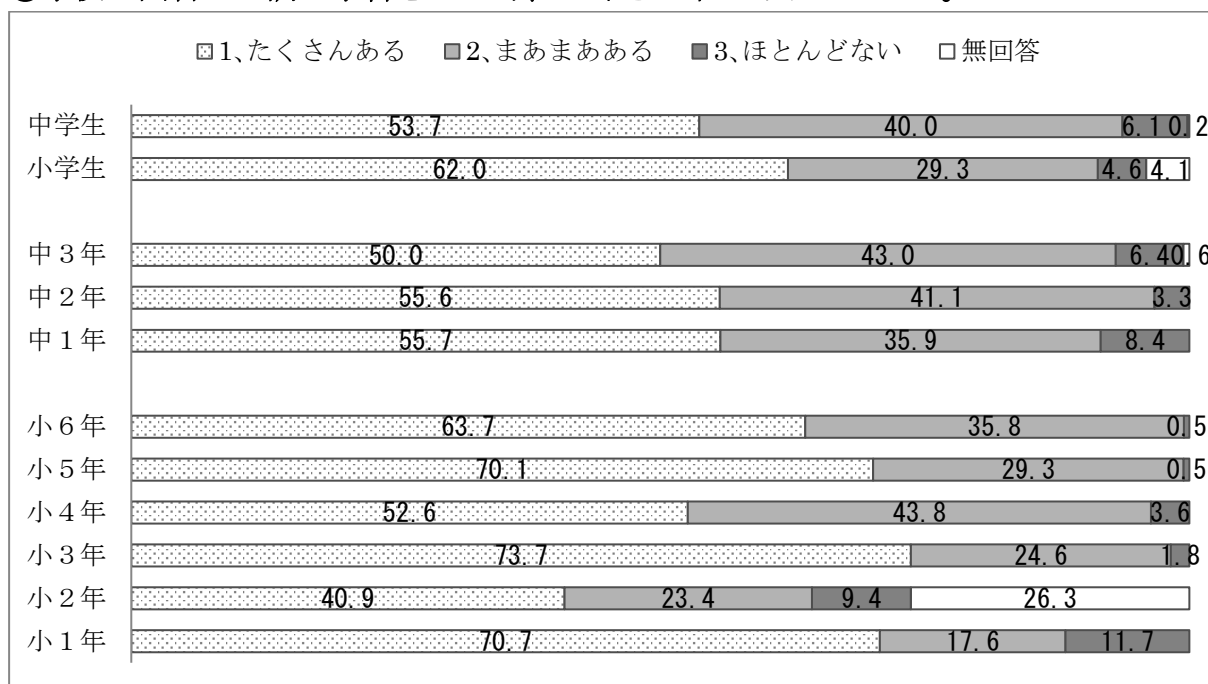
設問と回答数(単位:%)及び結果からの分析

### ①学校の図書室に読みたい本がたくさんありますか。



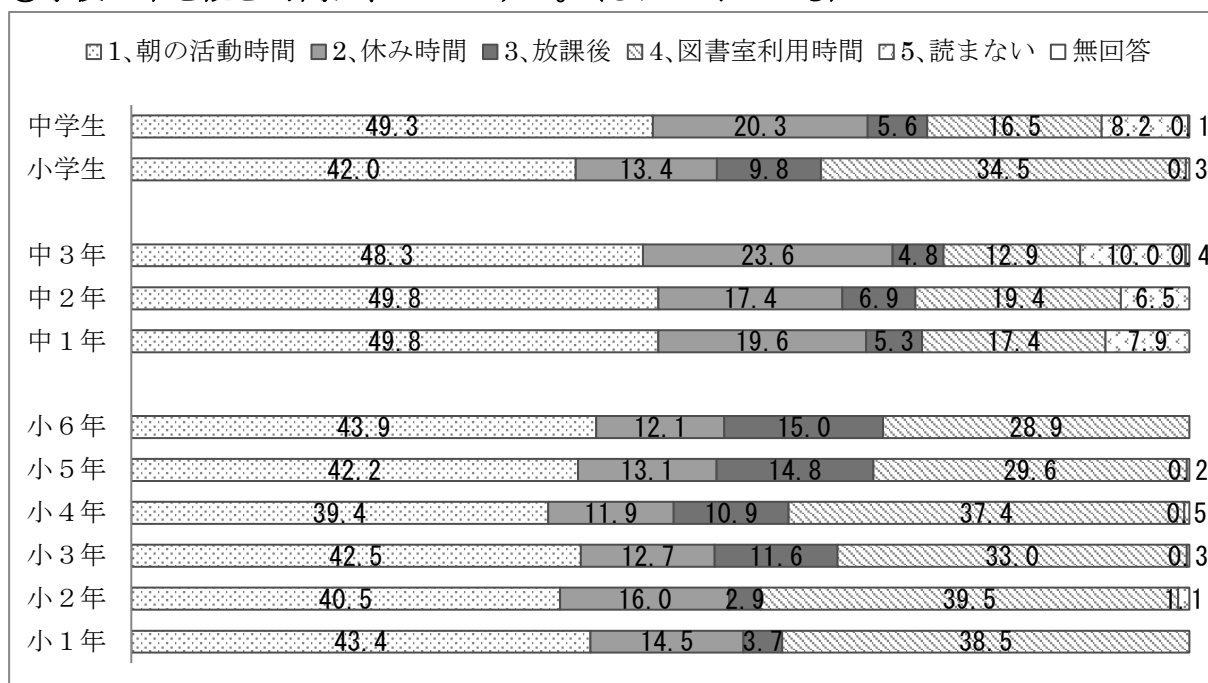
小学生は「たくさんある」、中学生は「まあまあある」が最も多い回答でした。「たくさんある」「まあまあある」を合わせると、小学生は94%以上、中学生は85%以上の子どもが「ある」と回答しており、読みたい本が身近にあると感じていることが伺えます。

②学校の図書室で調べ学習をした時、たくさん本がありましたか。



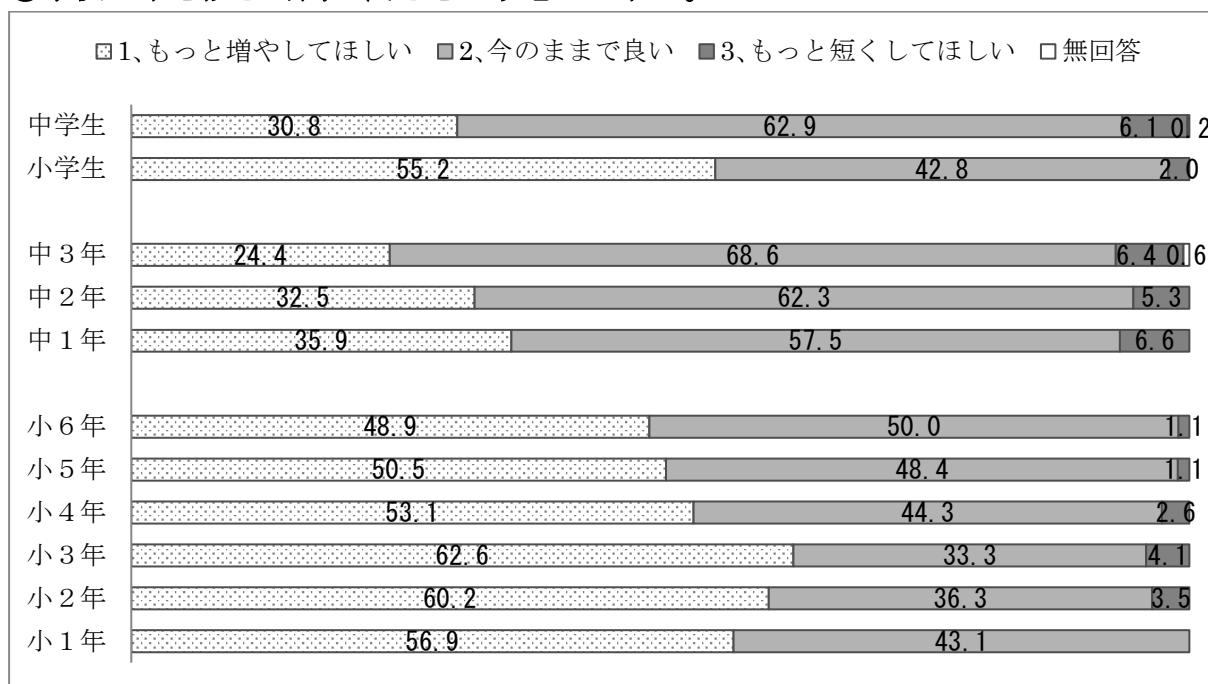
小学生、中学生ともに「たくさんある」が最も多い回答でした。「たくさんある」「まあまあある」を合わせると、小学生は91%以上、中学生は93%以上の子どもが「ある」と回答しており、①同様に、学校図書館の整備が進んでいると考えられます。

③学校で本を読む時間は、いつですか。(〇はいくつでも)



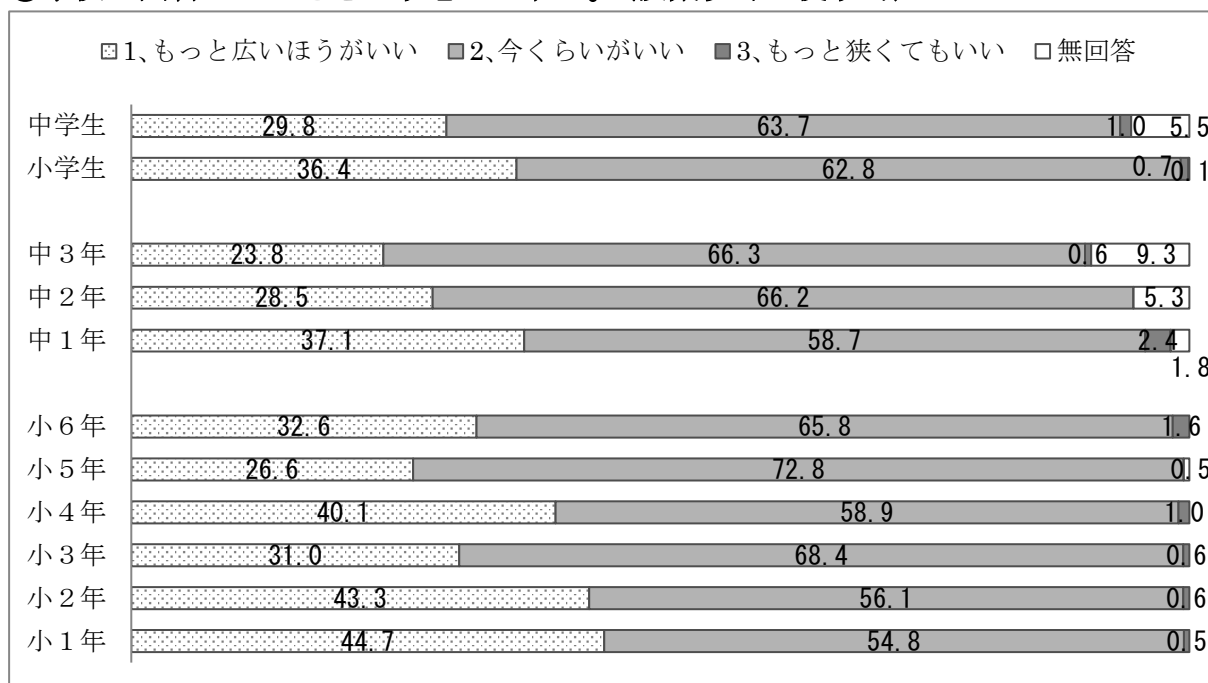
小学生、中学生ともに「朝の活動時間」が最も多い回答で、小学生は42%、中学生は49%以上でした。小学生は「図書室利用時間」が次に多い回答で、学校生活の中に読書が組み込まれている様子が伺えます。一方で、中学生になると「読まない」という回答も増えており、これらの子どもへの働きかけが今後の課題です。

④学校で本を読む時間の長さをどう思いますか。



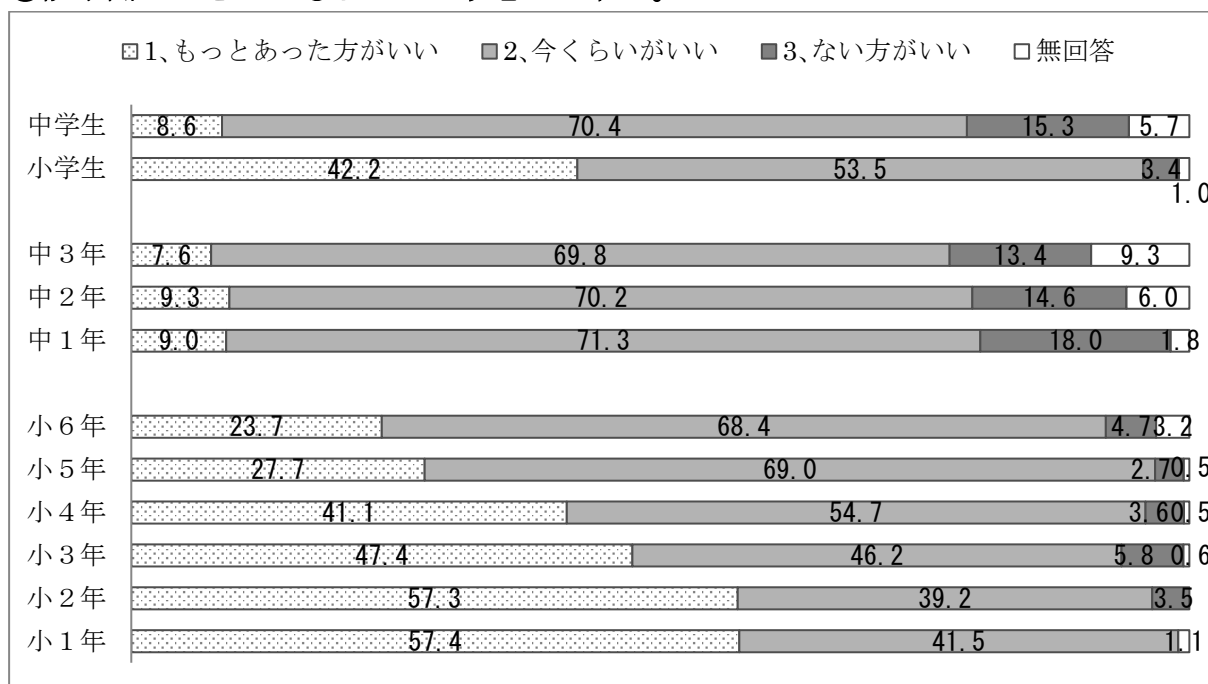
小学生は「もっと増やしてほしい」が55%以上、中学生は「今のままで良い」が約63%と最も多い回答でした。一方、「もっと短くしてほしい」との回答は小学生で2%、中学生でも6%と少数であり、今後も学校生活の中で読書時間確保を継続することが必要だと考えます。

⑤学校の図書室の広さをどう思いますか。(授業以外で使う時)



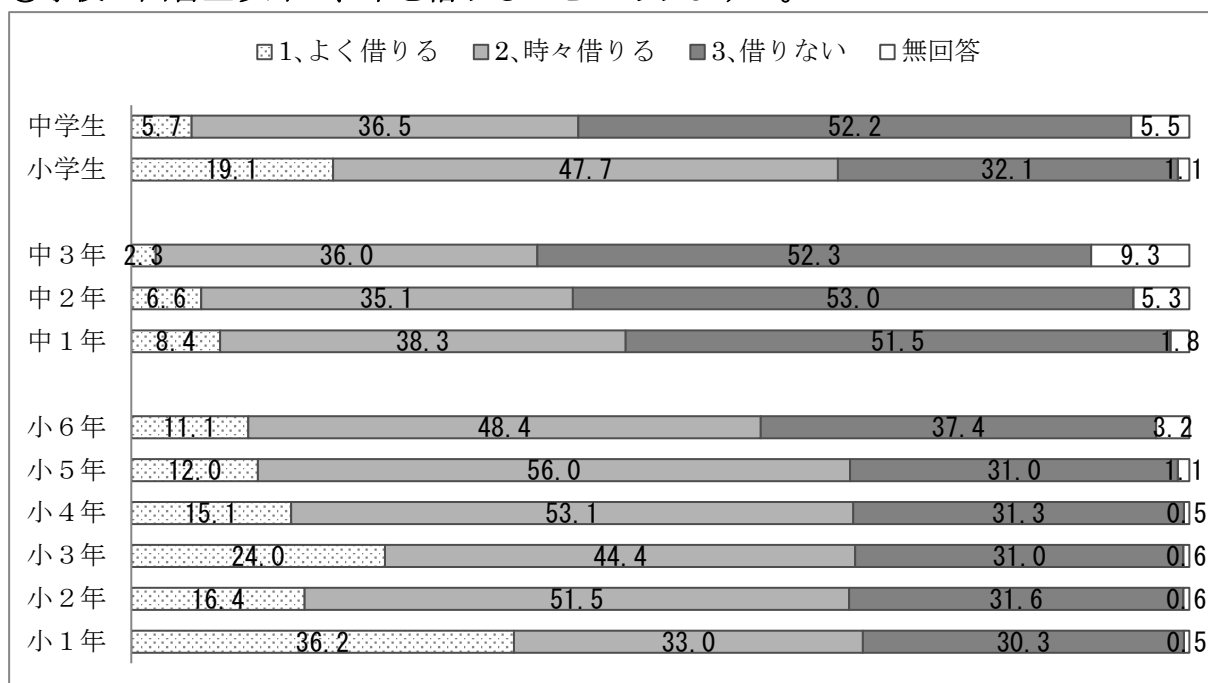
各学年ともに少なくとも現状の広さを希望で、「もっと広いほうがいい」という希望も多いです。学校規模の兼ね合いもありますが、より使いやすい学校図書館を目指し今後も対応が必要と考えます。

⑥読み聞かせをしてもらってどう思いますか。



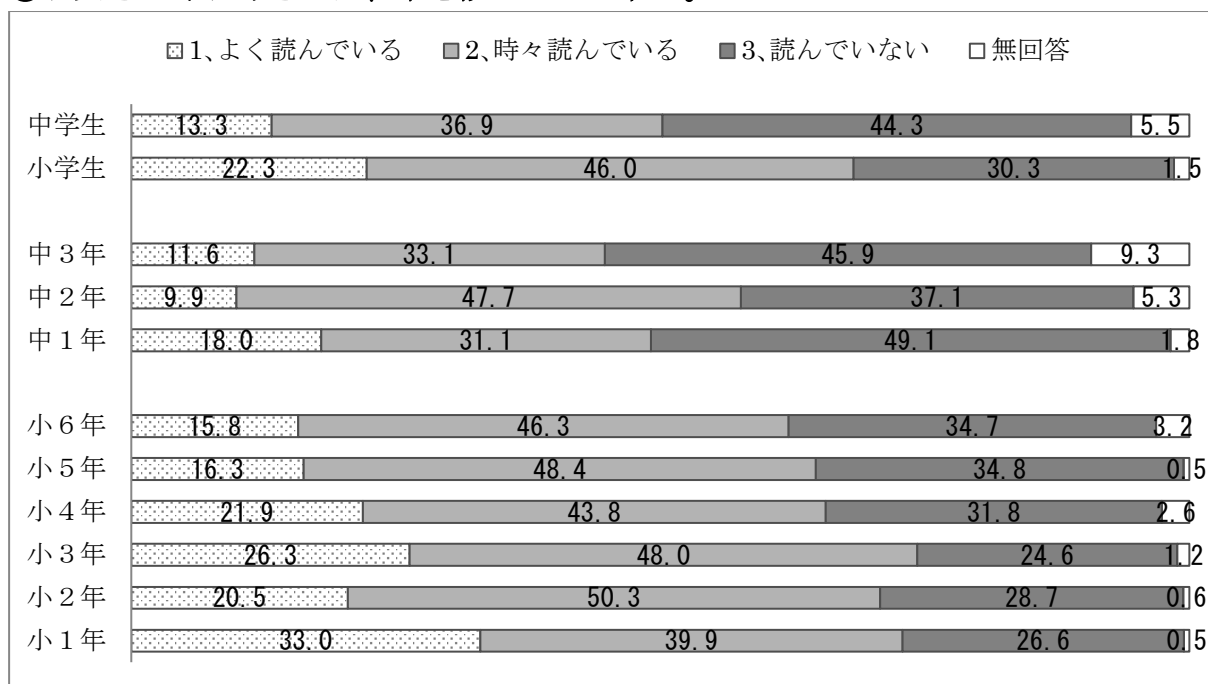
小学校低学年では「もっとあった方がいい」と回答した子どもが多いですが、全体としては小学生、中学生ともに「今くらいがいい」が最も多い回答でした。読み聞かせは読書の楽しさを共有したり、自分では手にしない本と出会う機会でもありますが、発達段階を考慮した対応が必要だと考えます。

⑦学校の図書室以外で、本を借りることがありますか。



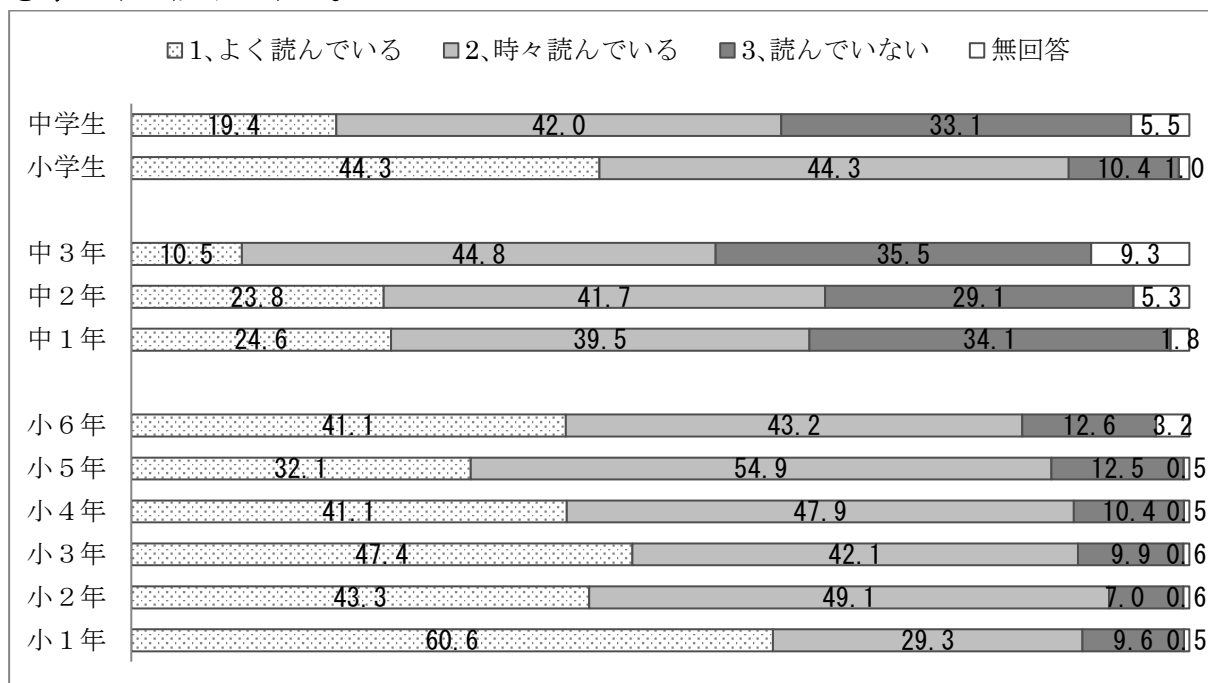
小学生全体としては「よく借りる」「時々借りる」を合わせると66%以上の子どもが借りています。一方、中学生になると「借りない」との回答が52%以上になります。原因として放課後や休日が多忙であることが考えられますが、生涯にわたる読書活動として市立図書館の利用を一層働きかける必要があります。

⑧お父さんやお母さんは、本を読んでいますか。



全体では「よく読んでいる」「時々読んでいる」を合わせると、少なくとも62%以上の家庭では生活の中に読書習慣があることが伺えます。しかし、「読んでいない」という回答が2番目に多いことを見逃すことはできません。学校や市立図書館が連携し、家族読書や「家読(うちどく)」等の推進や保護者への啓発活動を続けていく必要があります。

⑨家で本を読みますか。



小学生、中学生ともに「時々読んでいる」が最も多い回答ですが、「よく読んでいる」「時々読んでいる」を合わせると、小学生は88%以上、中学生61%の子どもが「読んでいる」と回答しており、読書習慣が定着しつつある様子が伺えます。しかし小学生に対して中学生では「読んでいる」という回答は減少傾向にあることは懸念されるところです。④の問いに対して、本を読む時間を「短くしてほしい」との回答は少ないことから、学習や部活動など日常

生活の多忙化が背景にあると考えられます。



第二次笛吹市子どもの読書活動推進計画  
2019(平成31)年3月

発行 笛吹市教育委員会  
(笛吹市石和図書館)

〒406-0035

笛吹市石和町広瀬 626-1

TEL 055-262-5959

FAX 055-262-5967